

○長崎県保険者協議会事業経費の負担金に関する要綱

平成28年5月26日制定

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県保険者協議会設置運営規程(以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、長崎県保険者協議会(以下「協議会」という。)の運営等に要する経費の負担について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国庫補助金とは、協議会が行う事業に対し、厚生労働省から交付される補助金をいう。
- (2) 医療保険者とは、規程第3条第1号から第7号までに掲げられた委員の所属団体をいう。

(負担の原則)

第3条 協議会の運営等に要する経費(国庫補助金を除く、「以下同じ。」)は、医療保険者の被扶養者を含む被保険者数(以下、「被保険者等」という。)の人数の割合に応じて負担する。

2 規程第2条の事業の実施に際し、事業の内容及び性質に応じた負担とする必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、医療保険者において合意した額とすることができる。

(計算の方法)

第4条 医療保険者の負担する負担金は、次の計算式により求めた額とする。ただし、当該計算式による1円未満の端数の調整をした結果、医療保険者の負担金の合計額が運営等に要する経費の額と一致しない場合は、被保険者等の数が多い医療保険者から順次1円ずつ加減算を行い、運営等に要する経費の額と同額になるまで調整するものとする。

$$\frac{(\text{運営等に要する費用}) \times (\text{当該医療保険者の被保険者等の人数})}{\text{医療保険者の被保険者等の人数}}$$

ただし、当該計算式により1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を四捨五入し、1円単位の額にする。

2 第3条第2項の規定による合意した額とする場合においては、協議会において協議のうえ決定する。

(請求)

第5条 負担金は、毎年度予算の定めるところにより、4月15日までに医療保険者に対し事業経費負担金請求書(様式第1号)により請求する。

2 医療保険者は、前項の請求書を受理したときは、当該請求書に定められた支払方法により請求日の属する月の末日までに払い込まなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

ただし、第5条第1項の規定の適用については、平成28年度に限り同項中、「4月15日」とあるのは「平成28年6月15日」と読み替えるものとする。

様式第1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日発行

事業経費負担金請求書

〇〇〇〇(医療保険者名) 御中

〒850-0025
長崎市今博多町8番地2
長崎県保険者協議会
会長 本多 浩志 印

下記のとおり、請求します。

請求額	¥
-----	---

請求内訳 / 平成〇〇年度長崎県保険者協議会事業経費負担金

振込先金融機関	十八銀行桜町支店
預金種目・口座番号	(普通) 〇〇〇〇〇〇〇
口座名義	ながさきけんほけんしゃきょうぎかい 長崎県保険者協議会 かいちょう ほんだ ひろし 会長 本多 浩志